大豊町森林環境総合支援事業費補助金交付要綱(令和4年4月1日大豊町要綱第21号)

最終改正:令和4年7月1日大豊町要綱第37号

改正内容:令和4年7月1日大豊町要綱第37号[令和4年7月1日]

別表第1(第2条、第3条関係)

事業区	(第2条、第3条		1451 115 /	1.0 = 1	ap = 10 day 10
分	事業細目	補助事業者	補助対象経費	補助率	その他条件
路整業網備等事	路網設計踏 查事業	高知県が認定 した「育成経営 体」あるいは「意名 、本業のの名」 、本本の、本本で 、本本の、本本と 、本本の、本本を 、本本の、本本を 、本本の、本本を 、本本の、本本を 、本本の、本本を 、本本の、本本を 、本本の、本本の、本本の、本本の、本本の、本本の、本本の、本本の、本本の、本本	「路網開設事業」、 「橋りょう整備事業」を 検討するにあたり、地 形条件による路網開 設、橋りょう設置の可 不可について把握す るための現地踏査等 に要する経費	10/10以内	森林管理意向調査委託業務を実施した林班、その 林班に隣接する林班又は 隣接する複数林班におい て実施するもので町長が 必要と認めたものに限る。
	路網開設事業		高知県林業専用道作設指針(平成24年3月1日施行)に適合する設計基準で開設しようとする路網の調査、測量設計、積算及び開設に要する経費	10/10以内	
	路網改良事業		未整備森林等への アクセスを確保する ため、既設の森林作 業道等の改良(拡幅 工事や路面整備等) が必要な個所の整備 に要する経費	1メート ル当たり 5,000円 以内	森林管理意向調査委託業務を実施した林班又はその林班へのアクセスに必要と町長が認めたものに限る。
	橋りょう整 備事業		未整備森林等への アクセスを確保する ために行う橋りょうの 設計及び設置、修繕 及び改良に要する経 費	10/10以 内	
	搬出間伐促進事業	森林所有者 (自伐林家及び 自伐型林家を含 む)	7ないスギ14齢 級、ヒノキ18齢級の 人工林の間伐実施に 係る伐採及び搬出 積に要する費用 その搬出間伐に伴 う作業道開設に係る 費用	搬(間%20%): 122,000 円/業 員上 (配以円 300円 (配以円 300円 1,100円	搬出間伐促進事業に限 り、事業実施後の補助申 請とする。
経営体育成事業	情報機器等 整備事業	町内に事業所 を有する高知県 が認定した「育 成経営体」ある いは「意欲と能 力のある林業事 業者」	日報管理システム 等の導入に必要なソ フト及び機器の設計 又は施工、あるいは その両方に要する経 費	10/10以内	設計と施工を別の年度において実施する場合は、設計を行った年度の翌年度に施工を完了する。ただし、翌年度において、施工に対する本事業の予算措置がなされなかった場合は、その限りではない。
	環境整備機 械レンタル		森林整備によって 町内木材集積基地に	10/10以 内	機械のレンタルは年度内 で1台までとする。

2022/10/)		大壹町森林琼現総合文 f	麦 事美賀佣助	金交付要綱 大豊町例規集(高知
	等事業		搬出された木材等を		
			整理するために必要		
			な機械のレンタル等		
			に要する経費		
	林業機械導		高性能林業機械等	2/10以	
	入事業		導入に要する経費	内	
	林業機械リ	1	高性能林業機械等	2/10以	
	ース事業		のリースに要する経	内	小のはい声光ナジはこれ
			費(リース対象物件		他の補助事業を受けられ
			の取得に要する経費		ない場合に限る。
			から残存価格がある		
			場合は残存価格を引		
			いたものとする。)		
林業担	林業後継者	町内に事業所	全国森林組合連合	90,000円	
い手事	育成事業	を有する高知県	会等の実施する「緑	(月上限)	
業		が認定した「育	の雇用」現場技能者		
		成経営体」ある	育成対策事業の研修		
		いは「意欲と能	期間中(1年目~3年		
		力のある林業事	目)において、研修生		
		業者」	(補助対象者)が林業		
			就業に必要な技術・		全国森林組合連合会等の
			技能を習得するため		実施する「緑の雇用」現場
			の経費として、1人当		技能者育成対策事業(以
			たりの月額を補助す		下「緑の雇用事業」とい
			る。ただし、支給の対		う。)において雇用する林
			象となった月の補助		業従事者を対象とする。た
			金額は、補助事業者		だし、町長が必要と認めた
			が補助対象者に支給		ものについてはこの限りで
			した賃金(各種手当を		はない。
			含む。)と法定福利費		
			(事業者負担額)の合		
			計月額から緑の雇用		
			事業の助成金を差し		
			引いた額を上回らな		
			い額とする。		
	研修生支援	高知県林業研	林業研修に要する	150,000	
	事業	修支援事業費補	教材費、資格取得	円/月	
		助金交付要綱	費、資材購入費、保	(定額)	
		(令和3年10月	険料及び研修中の生		
		15日付け3高森	活費のうち、町長が		は 助車業の宇体に坐む。
		推第311号高知	適当であると認める		補助事業の実施に当たっ ては、高知県林業研修支
		県林業振興∙環	経費に対して補助す		4.0.4 [=37)[4][4][4][4][5]
		境部長通知)の	る。		援事業費補助金交付要綱
		対象研修生の要			(令和3年10月15日付け3 高森推第311号高知県林
		件を満たす者			高森推第311号高知県M 業振興・環境部長通知)、
	研修生支援	高知県林業研	研修生に技術・技	50,000円	亲振典·琼克印长进和/、 高知県林業研修支援事業
	事業	修支援事業費補	能を習得させるため	/月	高和宗怀来研修又拔争来 実施要領(令和3年10月
	(受入事業	助金交付要綱	の研修指導費に対す	(定額)	美施安限(予加3年10月 15日付け3高森推第311
	体)	(令和3年10月	る経費として、研修生		号高知県林業振興・環境
		15日付け3高森	1人当たりの月額を		お長通知)に基づくものと
		推第311号高知	補助する。		する。
		県林業振興∙環			, v o
		境部長通知)の			
		対象研修受入林			
		業事業体の要件			
		を満たす者			
	安全装備導	町内に住所を	次に掲げる安全装	一人当た	
	入事業	有し、労働安全	備等の購入費	り2万円	
		衛生規則(昭和	ア 保安帽(イヤーマ	以内	
		47年労働省令第	フ、フェイスガード付		
		32号)第36条第	き)		
		8号及び第8号	イ 防振手袋		
		の2に掲げる伐	ウ チェーンソー防護		
		木等の業務に係	ズボン		
		る特別教育を受			
					•

2022/10/5			大豐町森林環境総合支持		金交付要綱 大豊町例規集(高知
		講した者で、か つ、高知県小規 模林業推進協議 会の会員である 者	エ 先芯入り滑り止 め付き作業靴等		
	鳥獣管理事 業	森林所有者又は森林所有者から委託等を受けた大豊町内によるがを著しくは集務がある。	鳥獣管理を行うために必要な資機材の購入経費 鳥獣管理を行うための忌避剤散布等の作業を行う作業員に要する経費 忌避剤散布の支障草木除去の作業を行う作業員に要する経費	10/10以 内 1人/日 当たり 16,000円 以内	申請上限 年2回まで
森林環境保全事業	里山林等保 全事業	森林所有者	生活環境維持のため里山林等の除伐等を自伐林家又は自伐型林家に委託する経費にたいして補助	上300,000 円た行内、伐収生合額引い、人は経かとはをかといるではをかいます。 単位ではないますがある。 は、おいてはない。 は、おいては、おいては、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	申請上限 年度を問わず1施業地に つき1回まで(過去に隣事 業を活用した森林に隣するな森林については不回 まで が、1申請者につき1回 まで 機出とする。ただし、 機出が不可能な場合はが 不可能な場合はが 不可能な場合はが 不可能な場合はが 不可能な場合にある。 を性、周辺の環境に配を しま切りを行ったうえでを しまする等の措置を しまする等の措置を しまする。

別表第2(第4条、第6条関係)

<i>7</i> 11 2 2 <i>2</i> 11 2	(第4宋、第0宋闰禄)				
1	暴力団等(大豊町暴力団排除条例(平成23年大豊町条例第8号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)であるとき。				
2	暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。				
3	その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団等の内、暴力団員又は暴力団準構成員をいう。以下同じ。)であるとき。				
4	暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。				
5	暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。				
6	暴力団等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。				
7	いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団(暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。				
8	業務に関し、暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者で あることを知りながら、これを利用したとき。				
9	その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、 又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団等を利用したとき。				
10	その役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。				